



第116期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。多くの方がご来場される集会等は集団感染のリスクが高いとされており、議決権の行使は郵送・インターネット等で行い、当日のご来場を自粛いただくことをご検討ください。

■日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第116期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第116期事業報告	5
第116期計算書類	21
第116期連結計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役1名選任の件	32
第3号議案 監査役5名選任の件	33

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 **北日本銀行**

取締役頭取 石 塚 恭 路

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、**2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）

2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
当行本店 3階 大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役5名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

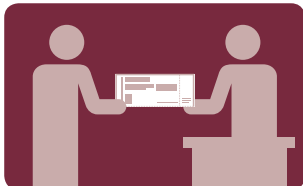
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.kitagin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 当行の新株予約権等に関する事項
 - ② 業務の適正を確保する体制
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 個別注記表（計算書類の注記）
 - ⑤ 連結株主資本等変動計算書
 - ⑥ 連結注記表（連結計算書類の注記）したがって、本招集ご通知の事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.kitagin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2020年6月25日(木) 午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 **2020年6月24日(水) 午後5時10分到着**

議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は
無効となります。

賛成、反対の
両方に○印を
つけた場合

インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 **2020年6月24日(水) 午後5時10分**



インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては
右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

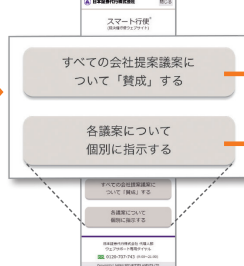
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ステップ 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ 2



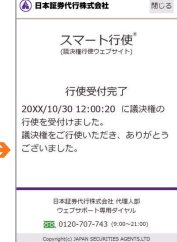
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

ステップ 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



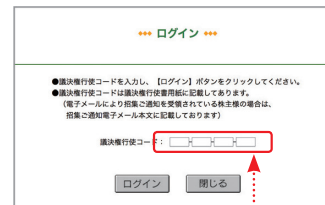
ステップ 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

ステップ 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。



議決権行使書用紙左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力

- 〔ご注意事項〕
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
 - 書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
 - インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(添付書類)

第116期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期におけるわが国経済は、年度前半は雇用・所得環境の改善や企業の良い収益環境を背景に緩やかな回復基調が続きました。一方、年度後半は消費増税後の個人消費のかげりや、海外経済における通商問題の影響、並びに新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大から内外経済活動に大きな下押し圧力がかかり、急激な後退局面に陥りました。

金融市場においては、長期金利は、1年を通じ概ねゼロ近辺で推移しましたが、年度末は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的な株価暴落から若干荒い動きとなりました。為替は、ドル円相場において8月下旬まで概ね円高ドル安の流れが続きましたが、それ以降は徐々に円安に転じました。2月下旬には新型コロナウイルス感染症が米国で拡がりを見せ始めたことからリスク回避の流れとなり、急激に円高が進行し一時101円台となりましたが、それ以降は金融市場の混乱を受けてドル需要が高まり111円台まで反発し、ドル需給のひっ迫感の和らぎと共に3月末には107円台となりました。日経平均株価は、史上最高値を更新する米国株にけん引され2月中旬までは底堅い展開となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界同時株安により、1万6千円台まで急激に下落しましたが、2020年3月末の終値は若干の持ち直しを見せ1万8,917円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、消費増税に伴う駆け込み需要の反動や、復興道路工事等の大型公共工事がピークアウトしたことによる反動減等によりマイナス基調で推移したものの、生産活動においては、本県の主力産業である食料品が持ち直しの動きとなり、設備投資も大規模な機械・装置の取得等を要因に好調な推移を見せ、全体的には緩やかな回復の動きが継続しました。しかしながら、年度末には、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響から、消費マインドの低下等経済活動に急激なマイナス圧力を与え、大幅な冷え込みが懸念される状況となりました。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは、最終年度を迎えた「中期経営計画『Focus2020』シンカ（進化・深化）する3年～すべてはお客さまの課題解決に向けて～」の方針のもと、お客さまの持続的な成長・発展を支援するため、お客さま個々の課題解決に取り組んでまいりました。

事業者向けの実組みとしては、事業性評価への取組みを通じ、販路拡大・人材活用・コスト削減等お取引先企業のライフステージに応じた各種課題に対し、当行提携企業のソリューションも活用しながら、コンサルティング支援を行いました。特に、事業承継・M&A分野においては、「M&Aシニアエキスパート」資格者を各支店に配置し、支店と本部との密接な連携のもと、事業承継等に関する支援を行いました。また、取引先企業の販路拡大に向けた展示会の共同開催、次世代経営者の育成に向けた「きたぎん経営塾」や、法人向け各種セミナーを開催し、取引先企業の持続的な発展と地域の活性化に対しても取り組みました。

個人向けサービスでは、2018年11月に取扱いを開始した資産承継信託商品に加え、「相続手続き代行サービス」の紹介業務を開始し、お客さまのライフストーリーに寄り添うサービスの充実に努めました。また、スマホ決済サービスへのチャージ機能の提供拡大など利便性の向上にも努めました。今後とも、お客さまの多様化するニーズにお応えしていくため、より良い商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

人材活用への取組みでは、女性活躍推進・働き方改革に積極的に取り組むため、若手行員を中心としたプロジェクトチームを組成し、産休・育児休暇取得サポート等の各種施策を実施し、その結果として「もりおかワーク・ライフ・バランス推進盛岡市長賞」を受賞いたしました。

店舗関係では、高度化・多様化するお客さまのニーズにスピーディーかつ的確に対応することを目的に、効率的な店舗・人員戦略を通じ営業力強化を図るため、2019年4月より北上・八戸地区におけるエリア営業体制を開始するとともに、2020年1月に長町ローンプラザの仙台ローンプラザへの統合、並びにみたけ支店・茶畑支店の2店舗を店舗内店舗としてそれぞれの母店に統合いたしました。また、店舗外ATMは、新たに2か所を設置する一方で、4か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗、店舗外ATMは166か所となりました。

SDGs・ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組みとしては、持続可能な地域社会の実現と、当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、SDGs・ESGを意識した本業支援、資産形成支援等に努めております。環境面においては、紙資源のリサイクル及びペーパーレス化の推進やLED照明への切り替えによる省エネ対応等を実施しております。社会面においては、「きたぎん寄附型私募債」を通じ、お取引先企業による地元教育機関への教育関連機器の寄贈等の社会貢献活動に寄与いたしました。ガバナンス面においてはコーポレートガバナンス・コードへの対応、コンプライアンス遵守態勢の構築・運用などを実施しております。

以上の取組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、法人預金や公金・金融機関預金の減少などにより、当連結会計年度末残高は前期比323億円減少し1兆3,152億円となりました。貸出金は、リテール貸出金（事業性貸出金・住宅ローン・その他ローン）が増加したものの、シンジケートローン等の市場型間接貸出の減少などにより、当連結会計年度末残高は前期比55億円減少し9,012億円となりました。有価証券は、償還に伴う債券残高の減少などにより、当連結会計年度末残高は前期比154億円減少し3,492億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、債券の償還などに伴う有価証券利息配当金の減少などにより、前期比77百万円減少し216億94百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券償却が増加したことなどにより、前期比74百万円増加し193億6百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比1億51百万円減少し23億88百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、退職給付制度の変更に伴う退職給付制度改定益の計上及び減損損失の増加などにより、前期比13百万円減少し12億91百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、復興事業のピークアウトにより落ち込んだ公共工事がやや持ち直しの動きが見受けられるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生産活動や個人消費に大きな影響を与えることが懸念されます。このような環境の中、当行を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化や、地域経済の減速懸念から引き続き厳しい状況が予想されます。

そのような中、当行は、地域金融機関として、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた事業者・個人のお客さまの生活を支えるため、迅速かつ積極的な支援活動に努めてまいります。

また、この度当行は新中期経営計画『『Design The Future:2023』～お客さまの”今”を支え、ともに”明日”を拓く～』を策定し、2020年2月1日に就任した新頭取石塚恭路のもと、10年後のビジョンに向かう第1フェーズとして経営基盤の強化を図ってまいります。

このスローガンには、当行がお客さまと未来志向・思考の関係を築くことで、存在意義・価値を高め、お客さまのありたい未来に向けた課題解決をサポート（デザイン）するという思いを込めており、「ポートフォリオ戦略に基づく収益強化」、「経営と営業quality強化」、「Human×ITによる顧客利便性の向上」、「持続可能な営業体制の再構築」、「働きがい×やりがい×モチベーション」の5つの基本方針を掲げ、役職員が一丸となって取り組んでまいります。

更に、SDGs・ESGを意識した各種取組みを通じ、ガバナンス機能を高めつつ、持続的な成長性と収益性を確保できる経営基盤を構築してまいります。今後とも、皆さまには、一層のご

愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	239	256	217	216
経 常 利 益	43	24	25	23
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	27	16	13	12
包 括 利 益	△9	16	13	△17
純 資 産 額	698	710	719	694
総 資 産	14,440	14,260	14,346	14,052

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	13,436	13,378	13,463	13,139
定期性預金	6,824	6,438	6,272	5,897
その他	6,612	6,939	7,191	7,242
社 債	30	30	—	—
貸 出 金	8,712	8,907	9,110	9,067
個人向け	3,406	3,505	3,581	3,629
中小企業向け	3,057	3,167	3,325	3,310
その他	2,249	2,234	2,203	2,127
商 品 有 価 証 券	1	2	1	1
有 価 証 券	4,257	3,689	3,656	3,502
国 債	1,223	921	789	560
その他	3,034	2,767	2,867	2,941
総 資 産	14,417	14,249	14,323	14,026
内 国 為 替 取 扱 高	48,802	45,221	44,701	44,561
外 国 為 替 取 扱 高	226 ^{百万ドル}	269 ^{百万ドル}	387 ^{百万ドル}	462 ^{百万ドル}
経 常 利 益	3,964 ^{百万円}	2,142 ^{百万円}	2,582 ^{百万円}	2,115 ^{百万円}
当 期 純 利 益	2,509 ^{百万円}	1,409 ^{百万円}	1,433 ^{百万円}	1,148 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	293 30 ^{円 銭}	164 64 ^{円 銭}	167 45 ^{円 銭}	135 76 ^{円 銭}

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース業	クレジットカード・ 信用保証業	銀行業	リース業	クレジットカード・ 信用保証業
使 用 人 数	855人	7人	8人	873人	7人	8人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業39歳6ヶ月、リース業50歳4ヶ月、クレジットカード業・信用保証業52歳1ヶ月、平均勤続年数は銀行業16年10ヶ月、リース業12年9ヶ月、クレジットカード業・信用保証業14年5ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業 当 行

	当 年 度 末		前 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
岩 手 県	57	(ー)	57	(ー)	本店営業部ほか
青 森 県	5	(ー)	5	(ー)	青森支店ほか
秋 田 県	2	(ー)	2	(ー)	秋田支店ほか
宮 城 県	10	(ー)	11	(1)	仙台支店ほか
福 島 県	2	(ー)	2	(ー)	福島支店ほか
東 京 都	1	(ー)	1	(ー)	東京支店
合 計	77	(ー)	78	(1)	

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 : 本社 (盛岡市)

ハ クレジットカード業・信用保証業

きたぎんユーシー株式会社 : 本社 (盛岡市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	450
リース業	0
クレジットカード業・信用保証業	8
合計	460

□ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	クレジットカード信用保証業務	1988年2月22日	20	100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	リース業務 計算受託業務	1990年2月1日	80	100.00	子会社

(注) 上記子会社2社を含めた当年度の経常収益は21,694百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,291百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFI S経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ATMセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 安 紀	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)		
石 塚 恭 路	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) (監査部、経営企画部担当)		
佐 藤 達 也	専 務 取 締 役 (審査部、市場運用部、事務システム部担当)		
瀬 川 光 夫	常 務 取 締 役 (総務部、人事部、リスク管理部担当)		
太 田 稔	取 締 役 員 (社 外 役 員)	学校法人盛岡大学 顧問	
村 田 嘉 一	取 締 役 員 (社 外 役 員)		
杣 顕	取 締 役 員 東 京 支 店 長 兼 東 京 事 務 所 長		
下 村 弘	取 締 役 員 営 業 統 括 部 長 (営業統括部担当)		
浜 平 忠	取 締 役 員 審 査 部 長		
菊 池 敬	常 勤 監 査 役		

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 田 義 春	監 査 役 (社 外 役 員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山 添 勝 寛	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社岩手日報社 顧問、学校法人盛岡 大学理事長	
小笠原 弘 治	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
坂 本 篤 志	取 締 役 事務システム部長		2019年6月6日 辞任により退任
藤 田 克 弘	取 締 役 営 業 統 括 部 長		2019年6月25日 任期満了により退任
樋 澤 正 光	常 勤 監 査 役		2019年6月25日 辞任により退任
柴 田 克 洋	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役)		2020年1月31日 辞任により退任

- (注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役山添勝寛氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
4. 当事業年度中に新たに就任した取締役
2019年6月25日開催の第115期定時株主総会において、浜平忠氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	176 (62)
監 査 役	5名	25
計	17名	202 (62)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額
取締役 8名 20百万円
- (2) 譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権額
取締役 8名 42百万円
- なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。
4. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
5. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与30百万円を含んでおりません。
6. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
(1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
(2) 年額60百万円（2019年6月25日開催の第115期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。
7. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
8. 上記のほか2013年6月21日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 3百万円、退任監査役 1名 21百万円

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
太 田 稔	学校法人盛岡大学顧問
村 田 嘉 一	該当事項はありません。
柴 田 義 春	第一商事株式会社代表取締役社長
山 添 勝 寛	株式会社岩手日報社顧問、学校法人盛岡大学理事長
小笠原 弘 治	株式会社マルイチ代表取締役会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
太 田 稔	17年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
村 田 嘉 一	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
柴 田 義 春	15年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山 添 勝 寛	11年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原 弘 治	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	－

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数 8,828名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	462 ^{千株}	5.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	461	5.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	267	3.17
北日本銀行従業員持株会	179	2.13
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	173	2.05
住友生命保険相互会社	136	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	124	1.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	116	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.18
カメイ株式会社	91	1.08

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式364,140株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 佐々木 政 徳 代表社員 小 玉 暢 章	41	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第116期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目			金 額	科 目			金 額
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
現 金	預 け	金	103,842	預 金		金	1,313,940
現 預 け		金	29,217	当 座 預 金		金	31,340
コ ー ル 口 一 債		金	74,624	普 通 預 金		金	662,725
買 入 金 口 一 債		金	8,497	貯 蓄 預 金		金	14,575
商 品 有 価 証		金	387	通 知 預 金		金	3,376
商 品 有 価 証		金	103	定 期 預 金		金	580,058
金 銭 の 信 託		金	103	定 期 積 金		金	9,669
有 価 証		金	7,950	そ の 他 の 預 金		金	12,196
国 債		金	350,241	譲 渡 性 預 金		金	3,000
地 方 債		金	56,096	借 入 金		金	100
社 債		金	142,525	そ の 他 の 負 債		金	9,383
株 式		金	55,491	未 払 法 人 税		等	108
そ の 他 の 証 金		金	14,628	未 払 費 収		用 益	644
貸 引 出 手 形		金	81,500	前 払 業 員 預 り 備 金		金	296
割 引 形 手 形		金	906,791	給 付 員 補 填 金		金	334
手 証 書 座		金	2,603	融 派 生 商 品		金	1
外 国 為 替		金	16,895	資 産 除 去 の 負 債		金	8
外 取 所		金	806,621	賞 与 引 当 金		金	174
前 未 払 収 取 の 資 産		金	80,671	退 職 給 付 引 当 金		金	7,815
有 形 固 定 資 産		金	2,467	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		金	326
建 土 地		金	2,416	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		金	20
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		金	51	支 払 承 承		金	1,718
無 形 固 定 資 産		金	6,353	負 債 の 部 合 計		金	121
ソ フ ト ウ ェ ア		金	19			金	2,238
前 繰 支 貸		金	910			金	4,606
		金	5,424			金	1,335,455
		金	15,332			金	
		金	3,010	(純資産の部)		金	
		金	11,399	資 本		金	7,761
		金	921	資 本 剰 余		金	4,989
		金	537	利 益 剰 余		金	4,989
		金	483	利 益 準 備		金	46,881
		金	53	そ の 他 利 益 剰 余		金	3,500
		金	942	圧 縮 積 立		金	43,380
		金	369	別 途 積 立		金	210
		金	4,606	繰 越 利 益 剰 余		金	41,740
		金	△5,756	自 己 株		金	1,429
		金		株 主 資 本 合 計		金	△931
		金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		金	58,700
		金		土 地 再 評 価 差 額 金		金	3,477
		金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		金	4,882
		金		新 株 予 約 権		金	8,360
		金		純 資 産 の 部 合 計		金	152
		金		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		金	67,213
資 産 の 部 合 計		金	1,402,668			金	1,402,668

第116期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	運	用	益	益					15,377	18,849
資	金	出	金	収	当	息				11,889	
	貸	証	利	一	利	金				3,223	
	有	ル	口	受	配	息				162	
	コ	け	の	等	ン	息				89	
	預	他	引	替	利	利				12	
役	そ	の	為	役	入	益				2,592	
	受	取	の	務	収	料				858	
	そ	入	他	常	手	益				1,733	
	の	の	業	務	取	収				88	
そ	外	他	為	替	売	買				36	
	国	等	債	券	収	却				52	
	の	他	経	権	取	立				790	
	償	却	債	等	売	却				61	
	株	式	の	の	常	収				207	
	そ	の	他	費	用	用				520	
経	常	調	達	用	利	利				289	16,733
資	金	金	マ	金	一	利				287	
	預	性	預	ネ	利	利				0	
	讓	ル	金	支	払	利				△0	
	コ	用	の	等	手	費				0	
役	借	他	引	替	取	数				1	
	そ	取	為	役	手	用				2,988	
	支	払	の	務	取	費				140	
そ	の	の	業	証	務	費				2,848	
	商	品	価	債	券	売				199	
	国	債	等	債	券	償				1	
	国	債	等	債	券	償				0	
	の	業	経	金	費	入				46	
営	倒	引	当	金	費	入				151	
そ	の	出	等	等	線	入				12,447	
	貸	式	信	託	償	却				808	
	株	の	の	経	常	用				37	
	株	他	利	度	改	分				75	
	金	資	利	処	失	定				86	
	そ	付	産	損	分	分				293	
経	常	給	制	損	益	分				58	
特	別	別	損	益	分	分				457	
	固	職	資	度	改	分				19	2,115
	退	定	損	損	失	分				441	460
特	固	別	資	損	分	分				58	515
	減	定	損	損	分	分				457	
税	引	前	当	期	純	益					2,060
法	人	住	民	税	及	事				463	
法	人	税	等	等	調	業				447	
法	人	税	純	利	合	整					911
当	期	税	純	利	合	整					1,148

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第116期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	103,894	預 金	1,312,266
コールローン及び買入手形	8,497	譲 渡 性 預 金	3,000
買 入 金 銭 債 権	387	借 用 金	644
商 品 有 価 証 券	103	そ の 他 負 債	10,766
金 銭 の 信 託	7,950	賞 与 引 当 金	328
有 価 証 券	349,279	役 員 賞 与 引 当 金	20
貸 出 金	901,273	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,801
外 国 為 替	2,467	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
リース債権及びリース投資資産	7,346	睡眠預金払戻損失引当金	121
そ の 他 資 産	8,458	ポ イ ン ト 引 当 金	27
有 形 固 定 資 産	15,394	再評価に係る繰延税金負債	2,238
建 物	3,010	支 払 承 諾	4,606
土 地	11,399	負 債 の 部 合 計	1,335,825
その他の有形固定資産	983	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	577	資 本 金	7,761
ソ フ ト ウ ェ ア	522	資 本 剰 余 金	4,989
その他の無形固定資産	55	利 益 剰 余 金	49,374
退 職 給 付 に 係 る 資 産	606	自 己 株 式	△931
繰 延 税 金 資 産	639	株 主 資 本 合 計	61,193
支 払 承 諾 見 返	4,606	その他有価証券評価差額金	3,477
貸 倒 引 当 金	△6,235	土 地 再 評 価 差 額 金	4,882
		退職給付に係る調整累計額	△284
		その他の包括利益累計額合計	8,075
		新 株 予 約 権	152
		純 資 産 の 部 合 計	69,422
資 産 の 部 合 計	1,405,248	負債及び純資産の部合計	1,405,248

第116期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		21,694
資金運用収益		15,262
貸出金利息		11,876
有価証券利息配当金		3,121
コールローン利息及び買入手形利息		162
預け金利息		89
その他の受入利息		12
役務取引等収益		2,663
役務の他業務収益		2,985
役務の他経常収益		782
償却債権取立益		62
その他の経常収益		719
経常費用		19,306
資金調達費用		299
預金利息		287
譲渡性預金利息		0
コールマネー利息及び受渡手形利息		△0
借入金利息		10
その他の支払利息		1
役務取引等費用		2,426
役務の他業務費用		2,723
役務の他経常費用		12,848
の貸倒引当金繰入額		1,008
その他経常費用		195
その他経常費用		812
経常利益		2,388
特別利益		460
固定資産処分益		19
退職給付制度改定益		441
特別損失		515
固定資産処分損失		58
減損		457
税金等調整前当期純利益		2,332
法人税、住民税及び事業税		603
法人税等調整額		438
法人税等合計		1,041
当期純利益		1,291
親会社株主に帰属する当期純利益		1,291

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 小 玉 暢 章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 北日本銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 小 玉 暢 章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 北日本銀行 監査役会

常勤監査役 菊 池 敬 ㊟

社外監査役 柴 田 義 春 ㊟

社外監査役 山 添 勝 寛 ㊟

社外監査役 小笠原 弘 治 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金30円 配当総額 252,889,080円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日（金曜日）

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 800,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 800,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしますと存じます。

なお、選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
こ で ら ゆ う た 小 寺 雄 太 (1968年6月6日) 新 任	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 2007年 8 月 株式会社新生銀行退職 2007年 9 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会 社）入社 2020年 4 月 三井住友信託銀行株式会社退職 2020年 5 月 当行入行 経営企画部付顧問就任（現任）	0 株
【取締役候補者とした理由】 小寺雄太氏は、金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理について十分な知見を持ち、国内外の金融市場取引・リスク管理業務の豊富な知識・経験を有しております。2005年1月から2年3ヶ月間、当行に出向し営業推進・企画部門の体制構築等を務めた経緯もあり、当行の経営理念、経営方針を十分に理解していることから、同氏を新たに取締役候補者といたしました。		
【特別の利害関係】 当行と候補者小寺雄太氏との間には、特別の利害関係はありません。		

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の一層の強化を図るため、監査役1名を増員することとし、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行に おける地位	取締役会へ の出席状況	監査役会へ の出席状況
1	再 任 きくち 敬	常勤監査役	100% (12回／12回)	100% (12回／12回)
2	新 任 いしかわ こうき	—	—	—
3	再 任 しば た よし はる 社 外 独 立	社外監査役	100% (12回／12回)	100% (12回／12回)
4	再 任 やま ぞえ かつ ひろ 社 外 独 立	社外監査役	100% (12回／12回)	100% (12回／12回)
5	再 任 おがさわら こうじ 社 外 独 立	社外監査役	100% (12回／12回)	100% (12回／12回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	きく ち けい 菊 池 敬 (1959年5月24日) 再 任	1982年 4 月 当行入行 2008年10月 当行石巻支店長 2012年 4 月 当行仙台支店長 2014年 4 月 当行大通支店長 2015年 4 月 当行総務部長 2016年 6 月 当行常勤監査役（現任）	1,115株
	【監査役候補者とした理由】 菊池敬氏は、長年にわたり当行の営業店業務に携わり、業務やマネジメントの経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされるなか、同氏の経験および知識を活かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者菊池敬氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	いし かわ こう き 石 川 公 喜 (1962年7月16日) 新 任	1981年 4 月 当行入行 2006年 4 月 当行久慈支店長 2009年 5 月 当行塩釜支店長 2013年 4 月 当行審査部長 2017年 4 月 当行監査部長（現任）	500株
	【監査役候補者とした理由】 石川公喜氏は、長年にわたり当行の営業店業務や、審査部長、監査部長として本部業務に携わり、業務やマネジメントの経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされるなか、同氏の経験および知識を活かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、同氏を新たに監査役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者石川公喜氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	しば た よし はる 柴 田 義 春 (1941年2月24日) 再 任 社 外 独 立	1977年 6 月 第一商事株式会社代表取締役社長 (現任) 2004年 6 月 当行監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 第一商事株式会社代表取締役社長	600株
	【社外監査役候補者とした理由】 柴田義春氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。		
	【就任期間】 柴田義春氏の社外監査役就任期間は本總會終結の時をもって16年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と第一商事株式会社との間には、貸出金等の取引がありますが、柴田義春氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
	やま ぞえ かつ ひろ 山 添 勝 寛 (1943年9月12日) 再 任 社 外 独 立	2003年 6 月 株式会社岩手日報社常勤監査役 2004年 6 月 同社取締役総務局長 2008年 6 月 同社常務取締役総務局長 2008年 6 月 当行監査役（現任） 2009年 6 月 株式会社岩手日報社専務取締役総務局長 2014年 6 月 同社専務取締役兼新制作センター建設本 部長、総括 2016年 6 月 株式会社岩手日報社顧問（現任） 2019年 5 月 学校法人盛岡大学理事長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社岩手日報社顧問 学校法人盛岡大学理事長	0 株
4	【社外監査役候補者とした理由】 山添勝寛氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。 【就任期間】 山添勝寛氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年であります。 【特別の利害関係および独立性】 当行と株式会社岩手日報社との間には、貸出金等の取引がありますが、山添勝寛氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。 当行と学校法人盛岡大学との間には、預金等の取引がありますが、山添勝寛氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
	おがさわら こう じ 小笠原 弘 治 (1944年6月12日) 再 任 社 外 独 立	1984年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ(現 株式会社マルイチ)代表取締役社長 2011年 6 月 当行監査役 (現任) 2012年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ (現株式会社マルイチ) 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マルイチ代表取締役会長	14,700株
5	【社外監査役候補者とした理由】 小笠原弘治氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して 有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性お よび妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、 同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。		
	【就任期間】 小笠原弘治氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって9年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と株式会社マルイチとの間には、貸出金等の取引がありますが、小笠原弘治氏は当行の定める 独立性判断基準を満たしております。		

(注) 1.柴田義春、山添勝寛および小笠原弘治の3氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2.監査役との責任限定契約について

当行は、柴田義春、山添勝寛および小笠原弘治の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

以 上

【ご参考】

1. 取締役候補者等の決定及び取締役の解任に関する方針及び手続き

(1) 取締役候補者の資質及び決定方針は次のとおりとする。

- ①取締役候補者等は、当行の経営理念、行是及び経営計画等を踏まえ、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。
- ②社外取締役候補者は、企業経営や専門分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当行の経営に的確な助言ができる者とする。
- ③その役割・責務を適切に果たすことを目的に、取締役候補者が当行を含め上場会社の役員を3社以上兼任している場合、取締役会は適切性を議論しなければならない。

(2) 取締役候補者等の決定手続きは次のとおりとする。

取締役候補者等は、決定方針に掲げる要件を満たす者の中から、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、取締役会がその答申を尊重して決定する。

(3) 取締役の解任に関する方針及び手続きは次のとおりとする。

取締役がその任期中、行内規程に定める解任基準に該当した場合、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、取締役会がその答申を尊重して当該取締役の解任について株主総会の議案とすることを決定する。

2. 監査役候補者の決定及び監査役の解任に関する方針及び手続き

(1) 監査役候補者の資質及び決定方針は次のとおりとする。

- ①監査役候補者は、当行の経営理念、行是及び経営計画等を踏まえ、取締役の業務妥当性、適正性を判断することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。
- ②社外監査役候補者は、企業経営や専門分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当行の経営に的確な助言ができる者とする。
- ③その役割・責務を適切に果たすことを目的に、監査役候補者が当行を含め上場会社の役員を3社以上兼任している場合、監査役会は適切性を議論しなければならない。

(2) 監査役候補者の決定手続きは次のとおりとする。

監査役候補者は、決定方針に掲げる要件を満たす者の中から、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、監査役会の同意を得て、取締役会がその答申を尊重して決定する。

(3) 監査役の解任に関する方針及び手続きは次のとおりとする。

監査役がその任期中、行内規程に定める解任基準に該当した場合、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、監査役会の同意を得て、取締役会がその答申を尊重して当該監査役の解任について株主総会の議案とすることを決定する。

【ご参考】

社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行および子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）の役職員
2. 当行への出資比率が5 %以上の大株主又はその業務執行者（注 1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2 %を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1 %を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間ににおいて上記1 から5 までのいずれかに該当していた者
7. 上記1 から6 までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

（注 1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

メ 毛 欄

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. On the left side, there is a vertical margin line, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場

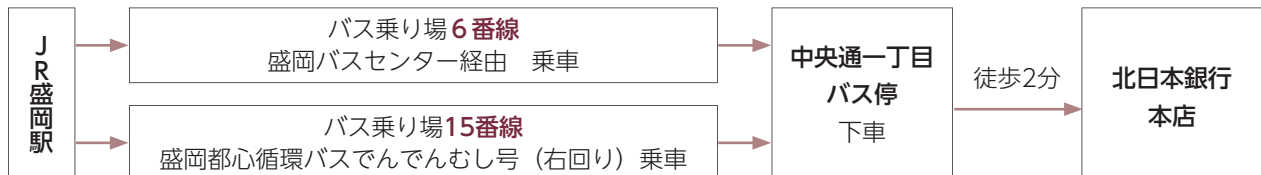
北日本銀行本店 3階 大会議室

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。